

## 平成18年度 第4回和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成19年2月15日(木) 市役所4階 庁議室		
出席委員氏名	井伊 博行(委員長) 山東 越子 廣谷 行敏 南出 和寛 山西 良子 <span style="float: right;">五十音順</span>		
審議対象期間	平成18年10月 1日～平成18年12月31日		
抽出案件(総件数)	建設総務 5件 水道局 2件	議 事 1 入札及び契約手続の実績状況等の報告 2 抽出工事及び業務に係る経緯等の審議 3 その他	
一般競争入札 (事前審査型)	建設総務 -件 水道局 -件		
一般競争入札 (事後審査型(郵送方式))	建設総務 -件 水道局 -件		
一般競争入札 (事後審査型(持参方式))	建設総務 1件 水道局 1件		
公募型指名競争入札	建設総務 -件 水道局 -件		
指名競争入札	建設総務 4件 水道局 -件		
随意契約	建設総務 -件 水道局 1件		
委員からの意見・ 質問,それに対 する回答	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による建 議の内容	なし		

和歌山市入札監視委員会  
平成18年度 第4回会議録

<p>議事第1号 入札及び契約手続の実績状況等の報告</p>	<p>金崎助役挨拶 事務局説明</p>
<p>議事第2号 抽出工事及び業務に係る経緯等の審議</p>	<p>南出委員より抽出の経緯について報告</p>
<p>(建設総務課分) [事後審査型一般競争入札(持参方式)] ・公共下水道湊南2号雨水幹線工事その1</p>	<p>事務局(建設総務課) 抽出事案の概要説明 委員: 特定建設工事共同企業体とありますが、この構成員とは、個人ですか。会社ですか。 事務局: 会社です。この案件の共同企業体は、3者の構成員によって構成されています。  委員: この案件における第2構成員及び第3構成員は、地元業者のみを対象にしているのですか。 事務局: 第2構成員は、地元業者のみを対象に限定せず、県外業者も対象にしています。第3構成員に関しましては、「地元業者の育成」の観点から市内業者のみを対象に限定しています。  委員: 工事費内訳書の提出を義務付けていますが、落札決定に至るまでに入札者間の各内訳金額の対比などの分析はしないのですか。 事務局: すべての案件について、この様な分析をすることは、入札執行中であっては不可能であると考えているため分析をしていません。しかし、低入札価格調査に至った案件については、より詳細な項目の内訳書や下請の見積書などを提出させて厳しく調査しています。</p>

<p>[指名競争入札]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車駕之古址古墳公園便所整備工事</li> </ul>	<p>委員：入札金額に大きな差は見られないのに、内訳金額に大きなばらつきがあるのはなぜですか。</p> <p>事務局：積算する段階で、直接工事費に含めて計上してしまう場合や、共通仮設費に含めて計上してしまう場合などがあり、計上する費目が業者により判断が異なっていることが一因と考えられます。</p>
<p>[指名競争入札]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湊南第2雨水ポンプ場建築電気設備工事</li> </ul>	<p>委員長：この案件は、談合情報により入札を無効とし再度入札に付したものですが、談合を防止するためにも、事後審査型制限付き一般競争入札による方式の拡大を改めて提案します。</p> <p>委員：入札を無効とした案件と、再度入札に付した案件では予定価格が違うのはなぜですか。</p> <p>事務局：再度入札に付した案件については、一部設計を変更したためです。入札を無効とした案件と同じ設計内容で再度入札に付した場合、入札を無効とした案件の設計図書等をすでに公表しており見積期間に差異が生じるため、入札の公平性を確保する観点から設計を変更しました。</p>
<p>[指名競争入札]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀和駅団地1棟外壁塗替その他工事</li> <li>・紀和駅団地2棟外壁塗替その他工事</li> </ul>	<p>委員：この抽出案件と同一の業者を指名競争入札により実施した「栄谷第4団地外壁塗装改修工事」では、どのような談合情報があったのですか。</p> <p>事務局：落札業者名と落札率の情報を、事前に入手しました。実際にその情報どおりの業者がその情報に非常に近い金額で応札したため、落札を保留とし全入札参加者に事情聴取を行いました。</p> <p>委員：抽出案件である「紀和駅団地1棟外壁塗替</p>

<p>(水道局分)</p> <p>[事後審査型一般競争入札 (持参方式)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杉ノ馬場配水管布設替工事 (1丁目～2丁目)</li> </ul> <p>[随意契約]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋月配水管布設替工事 (その2)</li> </ul>	<p>その他工事」及び「紀和駅団地2棟外壁塗替 その他工事」は、この「栄谷第4団地外壁塗 装改修工事」と落札率が近似しているため、 受注を調整をした疑いは考えられませんか。</p> <p>事務局：抽出案件であるこの2物件については、談 合情報等もなく、適正に入札が執行されたと 考えています。結果として落札率が近似して いますが、これだけをもって受注を調整した と判断することは困難であると思われます。</p> <p>なお、談合情報のあった「栄谷第4団地外 壁塗装改修工事」は、入札方式を「指名競争 入札」から「事後審査型制限付き一般競争入 札 (持参方式)」に変更して平成19年2月2 0日に入札を執行する予定です。</p> <p>委 員：「杉ノ馬場配水管布設替工事 (1丁目～2丁 目)」については、いつもより入札参加業者が 少ないように思われますが、特殊な工事なの ですか。</p> <p>事務局：水道局でいつも行われている配水管の布設 替工事です。一般競争入札ですので、25社 くらいの参加を想定していましたが、この工 事場所は駅前通りで交通量が多く、また各業 者において手持ち工事があったことや、現場 に配置しなければならない技術者の確保が困 難な時期であったこと、そして工事場所が商 店街で人通りが多く二の足を踏んだことも、 入札参加業者が少なかった理由と考えます。</p> <p>委 員：「秋月配水管布設替工事 (その2)」につい て、同じ場所で下水道工事を請負っている業 者と随意契約した理由を述べてください。</p> <p>事務局：この工事場所においては、下水道工事を請 負っている者と契約することにより、舗装費 の削減が図れ、安全面も確保できると判断し</p>
--	--

<p>議事第3号 その他</p> <p>次回の抽出当番委員について</p> <p>次回の日程について</p>	<p>随意契約を締結したものです。</p> <p>市長挨拶</p> <p>各委員：平成16年5月の委員会設置以来の審議結果の報告</p> <p>委員長：次回の当番委員は山東委員でお願いします。</p> <p>事務局：次回（平成19年度第1回入札監視委員会）の日程については平成19年5月下旬を予定しております。</p>
--	---